○文部科学省告示第十一号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

文部科学大臣　馳　浩

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

表千駄ヶ谷日本語学校日本語学科Ⅰ部準備教育課程2年コース、日本語学科Ⅰ部準備教育課程1年6ヶ月コース、日本語学科Ⅱ部準備教育課程2年コース及び日本語学科Ⅱ部準備教育課程1年6ヶ月コースの項の次に次のように加える。

東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6ヶ月コース	東京都中央区	平成二十八年四月一日

表メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程及び日本語総合準備教育1年6ヶ月課程の項の次に次のように加える。

メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程、日本語総合準備教育1年6ヶ月課程及び日本語総合準備教育1年課程	東京都豊島区	平成二十八年四月一日

○農林水産省告示第四百五十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

表ＪＡ全農ミートフーズ株式会社東日本営業本部首都圏北部支店の項中「早瀬一丁目三千六百二十六番地」を「大字美女木字向田千百二十六番二」に改める。

○農林水産省告示第四百五十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

佐賀県多久市鬼ヶ鼻地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（鬼ヶ鼻地すべり防止区域（昭和三十七年十一月十九日農林省告示第千四百四十六号）標柱四号）から標柱五号（鬼ヶ鼻地すべり防止区域標柱五号）まで順次結んだ線及び標柱一号から鬼ヶ鼻地すべり防止区域の境界線に沿って標柱五号に至る線に囲まれた区域

佐賀県多久市多久町

字梅野　二七三九番三　標柱一号

八　標柱二号

二六五二番一〇五　標柱三号

二八　標柱四号

一〇八　標柱五号

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字大沢平三六七七から三六八〇まで、三六八一の一、三六八一の二、三六八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沢平三六八一の一・三六八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区大原字ホソ久保二四四四、二四四六の一、二四四七の一、二四四八、二四四九、字ワゴ二四五〇の一、二四五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ホソ久保二四四四・二四四七の一・二四四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四四八、字ワゴ二四五〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二四五一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字馬場一一二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬場一一二九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井七六六（次の図に示す部分に限る。）、七四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

天竜区佐久間町大井七四二・七六六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。